

## 富山県建設業WEB会議システム導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、富山県建設業WEB会議システム導入支援事業費補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、建設企業とは、この補助金を申請する年度における富山県建設工事競争入札参加資格を有し、その主たる営業所を県内に有するものをいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、建設工事におけるWEB会議システムの導入を促すため、建設企業が行う機器の購入などシステム環境の整備（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業について他の補助金等の交付を受ける場合は、この補助金の交付の対象としない。

3 この補助金の交付は、1建設企業につき1回とする。

(交付の対象経費及び補助率（補助金額）)

第4条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費		補助率 (補助金額)
経費区分	内容	
設備導入費	WEB会議システムに使用する情報通信設備等の導入に要する経費	2分の1以内 (30万円を上 限とする)
機器購入費	WEB会議システムに使用する情報通信機器等の購入に要する経費	
その他	その他知事が特に必要と認める経費	

(交付申請書の添付書類の様式等)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
事業計画書	様式第1号	正本1部	知事が別に定める日
収支予算書	様式第2号	正本1部	

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(軽微な変更)

第7条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 第4条に規定する各区分間の経費について、2割以上の変更をすること。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数	提出期限
実績報告書	様式第3号	正本1部	事業完了後30日以内又は知事が別に定める日の いずれか早い日
収支精算書	様式第4号	正本1部	

(経費の配分又は補助事業の内容の変更等に係る様式等)

第9条 第6条第1号本文及び同条第2号の場合において知事に提出する書類の様式等は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数
変更承認申請書(第6条第1号本文関係)	様式第5号	正本1部
中止(廃止)申請書(第6条第2号関係)	様式第6号	正本1部

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。